

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	職業安定行政業務に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

職業安定行政業務に関する事務における特定個人情報については、全国の都道府県労働局及び公共職業安定所において取り扱うとともに情報提供ネットワークシステムを通じた情報連携を実施することから、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、システム上の整備、文書管理及び職員への教育・啓発等の十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

厚生労働大臣

公表日

平成29年1月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	職業安定行政業務に関する事務
	<p>1. ハローワーク等における事務について 全国の都道府県労働局及び公共職業安定所(出張所及び分室を含む。以下「ハローワーク等」という。)では、職業安定行政に係る各事務を実施している。このうち以下の(1)～(6)の事務については、適正かつ効率的に事務処理すること等を目的として、ハローワークシステム(※)を利用して事務を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none">(1)雇用保険に関する事務(2)求職者支援制度に関する事務(3)職業紹介に関する事務(4)助成金に関する事務(5)労働力需給調整に関する事務(6)雇用管理改善に関する事務 <p>本評価においては、当該6事務の内、個人番号の収集・蓄積及び外部機関との情報連携を行う(1)～(4)の事務を対象として記載する。</p> <p>※以上の事務処理を行うシステム(厚生労働本省で管理)を総称してハローワークシステムという。</p> <p>(1)雇用保険に関する事務 ・ハローワーク等では、雇用保険法(昭和49年12月28日法律第116号)に基づいて、被保険者の資格取得及び喪失、失業等給付の支給等を行っている。 ・事業主から提出される雇用保険被保険者資格取得届等により、個人番号を含む届出・申請書を受け付け、書類の不備等を確認し、雇用保険被保険者番号(雇用保険に関する事務で従来から個人を特定するために使用している番号)と個人番号を紐付け、特定個人情報ファイルとして保管する。 ・個人番号の紐付けを行う際には、地方公共団体情報システム機構へ当該個人の本人確認情報(基本4情報等)を照会し、個人番号の真正性を確認する。 ・当該業務に係る審査事務において、番号法に定められた範囲で、情報提供ネットワークシステムを通じて外部機関(日本年金機構、各共済組合、各健康保険組合、市町村長等)への情報照会を行い、失業等給付の受給要件等を審査するとともに、都道府県知事等の求めに応じて、失業等給付関係情報(失業等給付の支給歴等)の情報提供を行う。</p> <p>(2)求職者支援制度に関する事務 ・ハローワーク等では、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成23年5月20日法律第47号)(以下「求職者支援法」という。)に基づいて、職業訓練受講給付金申込受付・審査・支給等を行っている。 ・求職者から提出される受講申込・事前審査書等により、個人番号を含む届出・申請書を受け付け、書類の不備等を確認し、申請番号(求職者支援に関する事務で従来から個人を特定するために使用している番号)と個人番号を紐付け、特定個人情報ファイルとして保管する。 ・個人番号の紐付けを行う際には、地方公共団体情報システム機構へ当該個人の本人確認情報(基本4情報等)を照会し、個人番号の真正性を確認する。 ・当該業務に係る審査事務において、番号法に定められた範囲で、情報提供ネットワークシステムを通じて外部機関(日本年金機構、各共済組合、市町村長等)への情報照会を行い、職業訓練受講給付金の受給要件等を審査するとともに、都道府県知事等の求めに応じて、職業訓練受講給付金支給関係情報の情報提供を行う。</p>
②事務の概要	

	<p>(3)職業紹介に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハローワーク等では、職業安定法(昭和22年11月30日法律第141号)、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)、雇用対策法(昭和41年7月21日法律第132号)に基づいて、求人及び求職の申込受理、求人者及び求職者に対する職業紹介・職業指導、就職後の指導等を行っている。 ・求職者から提出される障害者求職申込書等により、個人番号を含む届出・申請書を受け付け、書類の不備等を確認し、求職番号(職業紹介に関する事務で従来から個人を特定するために使用している障害者の情報の管理番号)と個人番号を紐付け、特定個人情報ファイルとして保管する。 ・個人番号の紐付けを行う際には、地方公共団体情報システム機構へ当該個人の本人確認情報(基本4情報等)を照会し、個人番号の真正性を確認する。 ・当該業務に係る審査事務において、番号法に定められた範囲で、個人番号を利用した外部機関(都道府県知事)への情報照会を行い、求職申込の登録要件を審査する。 <p>(4)助成金に関する事務(※)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハローワーク等では、雇用保険法、雇用対策法に基づいて、雇用保険適用対象となる労働者を雇い入れる等一定の要件を満たした事業主等に対する助成金の申請受理、審査、支給等を行っている。 ・事業主から提出される助成金の支給申請により、個人番号を含む届出・申請書を受け付け、書類の不備等を確認し、雇用保険被保険者番号(上記(1)の雇用保険に関する事務で従来から個人を特定するために使用している番号)と個人番号を紐付け、特定個人情報ファイルとして保管する。 ・個人番号の紐付けを行う際には、地方公共団体情報システム機構へ当該個人の本人確認情報(基本4情報等)を照会し、個人番号の真正性を確認する。 ・当該業務に係る審査事務において、番号法に定められた範囲で、個人番号を利用した外部機関(都道府県知事)への情報照会を行い、助成金の支給要件を審査する。 <p>※助成金に関する事務については、外部機関からの情報照会がないこと、また、個人番号は助成金の審査時にのみ使用するものであることから、上記(1)～(3)の事務とは異なり、平成28年1月から個人番号を収集・蓄積し助成金に係る情報と個人番号を紐付けておく必要がないため、情報連携の開始時期から開始することとしている。</p>
③システムの名称	<p>(1)雇用保険システム (2)求職者支援システム (3)職業紹介システム (4)助成金システム</p>

2. 特定個人情報ファイル名	
(1)雇用保険ファイル (2)求職者支援ファイル (3)職業紹介ファイル (4)助成金ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ・第9条第1項(利用範囲) ・別表第1 項番36、57、92 2. 主務省令 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第27条、第45条第1項から第6項、第67条 3. 住民基本台帳法(平成27年7月15日法律第56号時点) ・第30条の9 ・別表第1 項番67の2、69、70
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <div style="float: right; text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	・番号法第19条第7項(特定個人情報の提供の制限) (照会)番号法別表第2第55項、第76項、第77項、第78項、第79項、第114項 (提供)番号法別表第2第26項、第27項、第30項、第34項、第35項、第39項、第41項、第44項、第50項、第58項、第60項、第62項、第65項、第87項、第106項 ※各項の主務省令は、情報連携の開始までに定める予定。
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	厚生労働省職業安定局総務課 厚生労働省職業安定局労働市場センター業務室
②所属長	総務課長 奈尾 基弘 労働市場センター業務室長 藤井 礼一
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒100-8916 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2 中央合同庁舎第5号館2階 厚生労働省大臣官房総務課情報公開文書室 (http://www.mhlw.go.jp/jouhou/hogo05/index.html) ※郵送の場合の宛先についても同上 各都道府県労働局総務部企画室 下記URLを参照 http://www.mhlw.go.jp/jouhou/madoguchi01/index.html
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	厚生労働省職業安定局労働市場センター業務室 177-0044 東京都練馬区上石神井4-8-4 03-3920-3311

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

